

平成 23 年 9 月 21 日

お得意様 各位

株式会社KNラボラトリーズ

大阪府茨木市別院町 5-7 ハヤシビル 6F

電話 072-623-2401



## 輸出貿易管理令別表 1 および別表 2 の非該当見解書

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

さて、弊社取扱いの製品 サーモクロンGタイプ の輸出貿易管理令別表第 1 および別表第 2 の非該当判定として、下記の見解を取っておりますのでご報告申し上げます。なお、当製品は米国再輸出規制（EAR）に基づき米国商務省の輸出規制の対象商品（EAR99）となっており、禁輸国（現在、イラン、キューバ、スーダン、コンゴ、シリア、北朝鮮およびミャンマー）に対して輸出または再輸出することが禁止されています。

敬具

### 記

弊社取扱いの温度記録計（製品名サーモクロンGタイプ）は、輸出貿易管理令別表第 1 の 1 ～ 15 項および別表第 2 に掲げられた貨物には該当しません。併せて外国為替、外国貿易管理法およびその他関連法規によって規制されている戦略物資に該当する製品でもありません。

以上